

作業基準

小豆島フェリー株式会社

第1章 目的

(目的)

第1条 この基準は、安全管理規程に基づき、高松・土庄航路、姫路・福田航路及び不定期航路の作業に関する基準を明確にし、もって輸送に関連する作業の安全を確保することを目的とする。

第2章 作業の体制

(作業体制)

第2条 陸上作業員及び船内作業員の配置は次の区分による。なお、陸上作業指揮者及び船内作業指揮者は、作業遂行上必要と認める場合は、各係の長を指名し、その係の作業を指揮させることができる。

姫路・福田航路

(1) 陸上作業

①乗下船する車両の誘導

車両誘導係 姫路港 2名 (交互兼務)

福田港 2名 (交互兼務)

②乗下船する旅客の誘導

旅客係 姫路港 1名 (交互兼務)

福田港 1名 (交互兼務)

③可動橋(人道橋)等陸上岸壁施設の操作

姫路港 1名 (交互兼務)

福田港 1名 (交互兼務)

④船舶の離着岸時の網取り、網放し

網取り、放し係 姫路港 2名 (交互兼務)

福田港 2名 (交互兼務)

⑤乗船待機中の旅客及び車両の誘導

駐車場、船客待合所の整理係 姫路港 2名 (交互兼務)

福田港 2名 (交互兼務)

(2) 船内作業

①乗下船する車両の誘導

車両誘導係 1名 (交互兼務)

②乗下船する旅客の誘導

旅客係 1名 (交互兼務)

作業基準

目次

第1章 目的

第1条 目的

第2章 作業体制

第2条 作業体制

第3条 陸上作業指揮者の所掌

第4条 船内作業指揮者の所掌

第3章 危険物等の取り扱い

第5条 危険物等の取り扱い

第4章 乗下船作業

第6条 乗船待ちの旅客及び車両の整理

第7条 乗船準備作業

第8条 旅客の乗船

第9条 車両の積み込み

第10条 自動車の積付け等

第11条 車止め及び固縛装置取付け作業等

第12条 離岸準備作業

第13条 離岸作業

第14条 船内巡視

第15条 着岸準備作業

第16条 着岸作業

第17条 係留中の保安

第18条 下船準備作業

第19条 旅客の下船

第20条 車両の陸揚げ

第21条 下船の終了

第22条 車両の積み込み等の中止

第5章 旅客の遵守事項等の周知

第23条 乗船待ちの旅客に対する遵守事項等の周知

第24条 乗船旅客に対する遵守事項等の周知

③可動橋等の船内機器の操作

機器操作係 1名 (交互兼務)

④固縛装置取付、取りはずし

固縛係 甲板部全員

高松・土庄航路

(1) 陸上作業

①乗下船する車両の誘導

車両誘導係 高松港 2名 (交互兼務)

土庄港 2名 (交互兼務)

②乗下船する旅客の誘導

旅客係 高松港 2名 (交互兼務)

土庄港 2名 (交互兼務)

③人動橋等陸上岸壁施設の操作

人動橋操作係 高松港 1名

④船舶の離着岸時の網取り、網放し

網取り、放し係 高松港 2名 (交互兼務)

土庄港 2名 (交互兼務)

⑤乗船待機中の旅客及び車両の誘導

駐車場、船客待合所の整理係 高松港 2名 (交互兼務)

土庄港 2名 (交互兼務)

(2) 船内作業

①乗下船する車両の誘導

車両誘導係 1名 (交互兼務)

②乗下船する旅客の誘導

旅客係 1名 (交互兼務)

③可動橋等の船内機器の操作

機器操作係 1名 (交互兼務)

④固縛装置取付、取りはずし

固縛係 甲板部全員

ただし、陸上作業員は二つ以上の作業区分を兼務して差し支えない。

2. 陸上作業指揮者及び船内作業指揮者は、作業現場にあっては、腕章等の所定の標識をつけ、その所在を明確にしておくものとする。

(陸上作業指揮者の所掌)

第3条 陸上作業指揮者は、副運航管理者の命を受け、陸上作業員を指揮して陸上における次の作業を行う。

(1) 乗船待機中の旅客及び車両の整理

- (2) 乗下船する旅客及び車両の誘導
- (3) 船舶の離着岸時の綱取り、横放し並びに旅客及び車両乗降用施設の操作
- (4) その他旅客の乗下船に関する作業

(船内作業指揮者の所掌)

第4条 船内作業指揮者は、船長の命を受け、船内作業員を指揮して船舶上における次の作業を行う。

- (1) 旅客及び車両の乗下船時の誘導並びに車両の積付け
- (2) 船舶の離着岸時における旅客及び車両乗降用施設の操作
- (3) その他旅客及び車両の乗下船に関する作業

第 3 章 危険物等の取扱い

(危険物等の取扱い)

第5条 危険物の取扱いは、危険物船舶運送及び貯蔵規則等関係法令に定めるところによるほか、次によるものとする。

- (1) 陸上作業指揮者は、危険物運送の申込みがあったときは、直ちに、当該危険物の分類、品目及び数量、容器及び包装を確認し、副運航管理者に報告すること。
 - (2) 副運航管理者は、報告のあった当該危険物運送が法令等に適合するものか否かを確認し、法令等に適合しないときは運送の引受けを拒絶しなければならない。
 - (3) 副運航管理者は、報告のあった当該危険物運送が法令等に適合するものであるときは、船舶への積載方法について船長と協議して陸上作業指揮者に指示し、船内作業指揮者に連絡すること。
 - (4) 副運航管理者は、運送を引受けた危険物が車両に積載されているものであるときは、当該危険物の車両への積載状況を点検のうえ、船舶への積載方法について前号の措置を講ずる事。
 - (5) その他、危険物の取扱については、別冊「危険物荷役安全対策」に基づき取扱う事。
2. 当社は、刀剣、銃器、兵器その他旅客の安全を害するおそれのある物品（以下「刀剣等」という。）の運送は引き受けない。
 3. 陸上作業指揮者又は船内作業指揮者は、旅客の手荷物及び小荷物、車両の積載貨物その他の物品が前2項に該当するおそれがあるときは、副運航管理者又は船長の指示を受けて、運送申込人の立会いのもとに点検し必要な措置を講ずるものとする。
 4. 船長及び陸上作業指揮者は、前3項の措置を講じたときは、直ちに、当該措置を副運航管理者に報告するものとする。
 5. 姫路・福田航路は、危険物等の運送は引受けない。

第 4 章 乗下船作業

(乗船待ちの旅客及び車両の整理)

第6条 駐車場整理係員は、乗船待ちの旅客等が船舶の離着岸作業、車両乗降用施設等の操作又は乗下船する車両により危害を受けまいよう、待合所等所定の場所に整理し待機させる等安全確保に努める。

2. 駐車場整理係員は、乗船待ち車両を車種別、行先別等に区分し、下船する旅客及び車両の通行に支障とならないよう所定の場所に駐車させる。
3. 駐車場整理係員は、貨物積載車両を点検し、積付け又は固縛の状況が不良と認められるものについては、陸上作業指揮者に報告してその指示を受け、当該車両の運転者に積付けの是正又は再固縛若しくは増固縛を行わせる。点検に際しては、重量貨物又は嵩高貨物積載車については特に留意するものとする。
4. 駐車場整理係員は、駐車中の車両を点検し、燃料漏れの車両があるときは、陸上作業指揮者に報告してその指示を受け、積み込みまでに修理させ又は乗船を拒否するものとする。
5. 陸上作業指揮者は、車両への積載貨物の重量又は形状が大であるため、船内における積み込み場所を特定し又は船内において再固縛を施す等考慮の必要があると認められるときは、その旨を船内作業指揮者に連絡する。

(乗船準備作業)

第7条 陸上作業指揮者及び船内作業指揮者は、旅客の乗船及び車両の積み込み作業に関し十分な打ち合わせを行い、各作業員に乗船作業開始時刻を周知する。

2. 乗船開始5分前になったとき、陸上作業指揮者及び船内作業指揮者は、それぞれ作業員を配置して可動橋及び人動橋の遮断を解く。
3. 船内作業指揮者は可動橋及び人動橋が確実に架設されていることを確認した後、陸上作業指揮者及び船内作業員に乗船開始の合図を打つ。

(旅客の乗船)

第8条 陸上作業指揮者は、船内作業指揮者の乗船合図を受けた後、陸上の旅客係員に旅客の乗船を開始するよう指示する。

2. 陸上の旅客係員は、旅客を乗降口に誘導する。
3. 船内旅客係員は、旅客を乗降口から船内へ誘導する。
4. 陸上作業指揮者及び船内作業指揮者は、乗船旅客数（無料幼児を含む。）を把握し、旅客定員を超えていないことを確認して、副運航管理者又は運転管理補助者及び船長にそれぞれ報告する。

(車両の積み込み)

第9条 陸上作業指揮者は、船内作業指揮者の積み込み開始の合図を受けた後、陸上の車両誘導係員に車両の積み込みを開始するよう指示する。

2. 陸上の車両誘導係員は、車両を可動橋の先端まで誘導し、船内の車両誘導係員（以下「船内車両誘導係員」という。）に当該誘導を引継ぐ。この場合、乗車人に対し禁煙及びサイドブレーキの掛け忘れ防止を指示し、かつ、適当な時期にヘッドライトを消灯させておくものとする。
3. 船内車両誘導係員は、乗船した車両の中に燃料漏れのものを見つけた場合は、船内作業指揮者に報告してその指示を受け、運転者に応急修理をなさせるか又は下船の措置をとるものとする。
4. 船内車両誘導係員は、陸上の車両誘導係員から引継ぎを受けた車両をその積付け位置まで誘導する。この場合既に車両を離れ、客室に移動しつつある乗車人（以下「航送旅客」という。）の安全に十分注意しなければならない。
5. 旅客係員は、航送旅客を客室の通路へ安全に誘導する。

(自動車の積付け等)

第10条 自動車の積付けは、次のとおりとする。

- (1) 自動車の負担重量を平均するよう搭載すること。
 - (2) 自動車列の両側に幅60cm以上の通路を船首尾方向に設けること。
 - (3) 船首尾両端を除き、横方向に幅1m以上の通路を1条以上設けること。
2. 船内車両誘導係員は、車両積付けの際次の措置を講ずる。
 - (1) 運転者に対して、エンジンを止め、灯火装置、ラジオ等電路系統のすべてのスイッチを切り、サイドブレーキを引くように明確に指示し、これを確認した後下車させ、車両区域にとどまらないよう指示すること。
 - (2) 前号規定にかかわらず、ミキサー車・保冷車又は家畜等積載車で、航海中、作業のため車両区域に立入ることの申出があった場合で、真にやむを得ないと認めるときは必要な範囲内で当該作業を認めるものとする。

(車止め及び固縛装置取付け作業等)

第11条 固縛係員は、すべての自動車について車止めを施す。

2. 船長は航行中に、気象・海象が次の条件に達すると予想されるとき及びその他の条件により、車両が移動するおそれがあると予想されるときは、船内作業指揮者に対し車両に固縛装置の取付けを指示する。

船首方向からの風速 15m/s以上

船横方向からの風速 15m/s以上

3. 固縛係員は、船内作業指揮者の指示に基づき重心の高い車両等については、転倒しないよう適宜オーバーラッシングを行う。
4. 船内作業指揮者は、前各項の作業終了後、作業が完全に行われたことを確認する。

(離岸準備作業)

第12条 陸上作業指揮者は、搭載予定車両の積み込みが終了したときは車両誘導係員を指揮して直ちに各入口に遮断索を張って通行を禁止し、船内作業指揮者によるその旨を連絡する。

2. 船内作業指揮者は、前項の連絡をうけたときは、可動橋の収納時刻を決定し、陸上作業指揮者に連絡する。ただし特別の理由のない限り、可動橋の収納時刻は離岸時刻の2分前とする。
3. 収納時刻となったときは、陸上作業指揮者及び船内作業指揮者は緊密な連携の下にそれぞれの作業員を指揮して可動橋を収納する。
4. 船内作業指揮者は、車両の積み込みが終了したときは、作業員を指揮して航送旅客（第10条に定めるミキサー車・保冷車又は家畜等積載車の運転者又は監視人を除く。）が車両区域内に残留していないことを確認した後、旅客区域と車両区域間の通路又は昇降口を遮断する。
5. 陸上作業指揮者は、原則として離岸時刻の2分前となったときは、旅客の乗船完了を確認した後、船内作業指揮者と連絡をとり作業員を指揮して遮断索を張り人道橋を収納する。
6. 船内旅客係員は、人道橋が収納された後、直ちに舷門を閉鎖する。
7. 船内作業指揮者は、前各項の作業が終了したときは、次に掲げる事項をすみやかに船長に報告する。
 - (1) 乗船旅客数及び搭載車両数
 - (2) 第10条第2項2号の措置をした場合は、その状況（車種、人員等）

(離岸作業)

第13条 陸上作業指揮者は、離岸準備作業完了後、適切な時期に出港を放送させるとともに、見送り人等が離岸作業により危害を受けまいよう退避させ、岸壁の状況が離岸に支障ないことを確認して、その旨を船内作業指揮者に連絡し、綱取り係員を所定の位置に配置する。

2. 船長は、すべての出港準備作業が完了したことを確認したならば、他の船舶の動静その他周囲の状況が出港に支障のないことを確認して、保留索を放させ慎重に離岸、出港する。
3. 陸上作業指揮者は、船長の指示により綱取り係員を指揮して迅速、確実に保留索を放す。

(船内監視)

第14条 船内監視は、船内監視経路図に基づき実施する。

2. 船長は、荒天等のため臨時の監視を必要と認めるときは、臨時船内監視を実施させる。

3. 船内巡視員は、異常の有無（安全確保上改善を必要とする事項がある場合は当該事項を含む。）を船長又は当直航海士に報告し、巡視結果を巡視記録簿に記録する。

別項 船内巡視規定

- (1) 原則として出港後当直甲板員が先ず車両甲板を巡視後船橋当直に入る。
- (2) 航海中の船内巡視は、航路の中間点に於いて行う。
- (3) 荒天時等においては、適宜巡視回数をふやし前項以外の巡視を行う。
- (4) 巡視員は、記録簿に記載された事項を点検し、異常の有無を船長又は当直航海士に報告し、巡視記録簿に記録する。

(着岸準備作業)

第15条 副運航管理者又は運航管理補助者は、船長から入港連絡を受けたならば陸上作業指揮者に対し着岸準備作業の開始を指示する。

2. 陸上作業指揮者は、船舶の着岸時刻10分前までに綱取り作業、可動橋及び人道橋の架設等に必要作業員を配置し、着岸準備を行う。

(着岸作業)

第16条 陸上作業指揮者は、綱取り係員を指揮して迅速、確実に綱取り作業を実施する。この場合、陸上作業指揮者は、作業員が係留索の投網又は係留索の急張索等により危害を受けることのないよう十分注意する。

2. 船内作業員は、船長の指示により迅速、確実に係留作業を実施する。

(係留中の保安)

第17条 船長及び副運航管理者は、係留中、旅客及び車輛の安全に支障のないよう係留方法並びに可動橋及び人道橋の保安に十分留意する。

(下船準備作業)

第18条 船長は船体が完全に着岸したことを確認した後、船内作業指揮者に下船のため必要な作業の開始を指示する。

2. 船内作業指揮者は、前項の指示を受けたときは、船内作業員を指示して車両区域の出入口を開放し、陸上作業指揮者と緊密な連携のもとに可動橋の完全架設を確認した後、車止めを取りはずす。

3. 船内作業指揮者は、船内の旅客係員を指揮して適切な時期に船内放送などにより旅客に下船準備の案内をする。

(旅客の下船)

第19条 船内の旅客係員は、船内作業指揮者の指揮を受け旅客乗降舷門にあって人道橋の架設完了を確認した後、旅客を誘導して下船させる。

(車両の陸揚げ)

第20条 船内作業指揮者は、船内の旅客係員を指揮して航送旅客の乗車に先立ち船内放送等により次の事項を周知する。

- (1) 運転者は係員の指示に従ってエンジンを始動すること。

- (2) 航送旅客は、車両甲板では禁煙を厳守すること。
2. 船内作業指揮者は、着岸後船内車両誘導係員を指揮して航送旅客を乗車させる。
3. 陸上作業指揮者は、可動橋及びその付近の状況に異常のないことを確認した後、通行止めをとき、船内作業指揮者に陸揚げの合図をする。
4. 船内作業指揮者は、前項の合図を受けたときは、船内における車両の陸揚げ準備が完了していることを確認した後、船内車両誘導係員に車両の陸揚げを開始させる。
5. 船内車両誘導係員は、車両を可動橋上に停止させることのないように誘導する。
6. 陸上作業指揮者は、車両の陸揚げに際しては、陸上作業員を指揮して可動橋及びその付近並びに陸上構内における車両通行の安全の確保にあたる。

(下船の終了)

第21条 陸上作業指揮者は、船内作業指揮者から旅客及び車両の下船が完了した旨の連絡を受けた後、陸上作業員を指揮して可動橋及び人道橋の通行を遮断する。

2. 陸上作業指揮者及び船内作業指揮者は、旅客及び車両の下船が完了したときは、その旨及び異常の有無をそれぞれ副運航管理者及び船長に報告する。

(車両の積込み等の中止)

第22条 船内作業指揮者及び陸上作業指揮者は、気象・海象の変化その他の理由により車両の積込み又は陸揚げが危険になったと認めるときは、作業を中断し、船長及び副運航管理者又は運航管理補助者にその旨を連絡する。

2. 船長は前項の連絡を受けたときは、作業現場の状況を確認し、副運航管理者と協議して作業を中止するか否かを決定する。

3. 船長及び副運航管理者は、作業の中止又は継続を決定したときは、直ちに船内作業指揮者及び陸上作業指揮者にその旨を指示する。

第5章 旅客の遵守事項等の周知
(乗船待ちの旅客に対する遵守事項等の周知)

第23条 副運航管理者は、乗船待ちの旅客に対して次の事項を掲示等により周知しなければならない。

- (1) 旅客及び車両は、乗下船時、係員の誘導に従うこと。
- (2) 車両は乗下船時、徐行すること。
- (3) 車両は、乗下船時、乗降中の他の車両の前に割込まないこと。
- (4) 車両は乗船時、係員の指示に従いヘッドライトを消灯すること。
- (5) 車両甲板における喫煙その他火気の取扱いは禁止されていること。
- (6) 車両甲板は、航行中の立入りが禁止されていること。
- (7) 車両甲板で下車する際は、必ずエンジンを止め、サイドブレーキを引き、すべてのスイッチを切り、弛緩しておくこと。
- (8) 船内においては、船長その他の乗船員の指示に従うこと。
- (9) 船内においては、他人に危害を加えるような行為又は迷惑をかける行為をしないこと。
- (10) その他旅客の安全に関して旅客に周知すべき事項。(臨時に周知事項が生じた場合の当該事項を含む)

(乗船旅客に対する遵守事項等の周知)

第24条 船長は、旅客が乗船している間適宜の時間に次の事項を放送等により周知しなければならない。

- (1) 旅客の禁止行為が掲示されている場合及びその主要事項
 - (2) 救命胴衣の格納場所・着方法
 - (3) 非常の際の避難要領（非常信号・避難経路等）
 - (4) 車両区域における注意事項
 - (5) 病気・窃盗等の発生した場合の乗組員への通報
 - (6) その他旅客が遵守すべき事項
2. 船長は、船内の見やすい場所に前項各号並びに次の事項を掲示しておかなければならない。
- (1) 下船及び非常の際は、係員の指示に従うこと。
 - (2) 航海中、許可なく車両区域に入らないこと。
 - (3) 下船の際は、係員の指示に従って車両区域に入ること。
 - (4) 車止め及び固縛装置は自分でははずさないこと。
 - (5) エンジンの始動は、係員の指示に従って行うこと。
 - (6) 車両の運転は、乗組員の誘導に従い徐行すること。

附 則

この規程は、2021年10月1日より実施する。

人の運送をする不定期航路事業

(運航中止基準)

高松港花火大会時

風速	波高	視程
15m/s以上	1.5m以上	500m以下

宇野港花火大会時

風速	波高	視程
15m/s以上	1.5m以上	500m以下

荒天時安全運航マニュアル

本マニュアルは、船名「Mare てしま」（総トン数 19 トン、速力 20 ノット）の高松～土庄航路における荒天航行時の事故等を防止するために作成したものであり、本航路において、運航中止に至らないものの概ね、波高 1.0m 未満、風速 10m/s 未満の場合に適用するものとする。

1. 気象・海象及び警報・注意報の早期把握

- ① 運航管理者及び船長は、日常的に天気予報の聴取や気象台への問い合わせ等により、運航当日の港内及び基準航路の気象・海象を把握する。
- ② 運航管理者は、基準航路・発航地及び到着地において、地形や潮流の影響を受け、悪い気象はうねりが寄せる等の場所を再確認し、その情報を船長等と共有すること。
- ③ 警報・注意報発令にあつては、本社からの通達・携帯電話・VHFを用いて、きめ細かな情報収集を行うと共に、これら情報については、事務所職員とも共有し、旅客への情報提供に備える。

2. 運航の可否判断

- ① 船長は、気象・海象が発航中止基準に達する状況となった場合、又は航行中に同基準に達することが予想される場合には、運航中止の措置をとる。この場合、直ちに運航管理者にその旨連絡する。
- ② 船長は、運航中止に係る判断を行うにあたって、自ら直ちに判断することが困難で、詳細な検討が必要であると認める時は、運航管理者と協議する。
- ③ 運航管理者は、気象・海象に関する情報を把握し、運航が中止されるべきと判断した場合、船長に対して運航の中止を指示する。

3. 荒天の状況に応じた適正航路、操船方法

- ① 荒天時、特に向かい波の場合は、波の衝撃を極力低減できるよう、波の状況を正確に把握するための適切な見張りを行うと共に、波に対する適切な針路の変更を行い、又は万一の場合に備えた危険回避動作の講じ得る安全な速力とする。両、交差する場合には、大波の通過後に行うなど航路の特徴に応じた慎重な操船に努める。
- ② 港内での航行に際しては、航走波による船体動揺を低減できるよう、航走波の状況を正確に把握するための適切な見張りを行うと共に、航走波に対する適切な針路の変更を行い、又は舵効きが得られる範囲の適切な速力に減速する。
- ③ 波の影響により、船体が動揺する時は、旅客が負傷しないよう十分な減速等を行うこと。

4. 旅客への対応

- ① 荒天による船体動揺が予想される場合、目的地へのダイヤどおりの到着が難しい場合、翌日の天候悪化により復路便欠航の可能性がある場合など、旅客の不利益になると考えられる情報については、ターミナルへの掲示、船内放送等により適時情報提供を行う。
- ② 強風波浪注意報等が発表された時、船体が大きく上下動するような波が想定されるときは、高齢者・身体障害者・幼児を優先的に、客席から浮き上がらず衝撃を受けづらい席（重心位置が後方にある場合は後方の座席）に事前に誘導すること。
- ③ 暴風部に定員を有する船舶にあつては、旅客の乗船を極力控える。
- ④ 航行中、船内放送等により、可能な限り船体動揺の少ない船体中央や後方の船室の座席に案内する。
- ⑤ 緊急時やむを得ず座席を移動する場合には、乗組員の指示に従うことを徹底させる。

5. 船内安全確認

- ① 旅客の異常の有無を把握するため、随時、船内安全確認を行う。
- ② 乗組員は、旅客等に異常を発見した場合には、直ちに、船長に報告すると共に、船長の指示を受けて所要の措置を講じる。

6. 事故に伴う措置

- ① 船長は、旅客又は船舶に事故が発生した場合は、速やかに、海上保安庁等機関に通報する。
- ② 船長は、旅客の安全確保のための万全の措置、事故の拡大防止策、旅客の不安を除去するための措置等必要な措置を講ずる。
- ③ 船長は、事故が発生した場合は、運航管理者にその状況を報告する。運航管理者は、船長の対応措置の判断を尊重すると共に、陸上側で取り得るあらゆる措置を講じる。

7. 安全教育

- 安全管理規定に定める発航の可否判断及び基準航路の可否判断の基準の遵守について、船長は、乗組員に対し教育及び定期的な指導を行うこと。